

## 「行政手続」の世界はいかが？



### ■ 仕事の内容

### 役所を規律する法律の元締め

「役所」という組織は、たとえば免許証を交付したり、違反業者の営業許可を取り消したりすることができます。これらは、法令という社会の約束事に基づいてされる「公権力の行使」と呼ばれる作用ですが、強制力を伴うものですので、取扱いを誤ると、国民の権利利益が違法・不当に侵害され、適正・公正な行政の運営が損なわれることになります。

このような事態を回避したり是正したりするために定められているのが、「行政手続法」と「行政不服審査法」。我々行政手続室は、全府省、そして地方公共団体を守るべき共通ルールであるこれらの法律について、その考え方の説明に責任を負いつつ、運用状況の調査や課題の検討、より適正な運用を目指した各方面への助言・要請などを行っています。

なお、平成26年4月現在、半世紀振りの大改正となる行政不服審査法改正法案の立案作業を終え、具体的な運用を思い描きながら国会審議を待っているところです。

### ■ 総務省について新規採用者へ伝えたいこと

### 全府省との真剣勝負

総務省は、行政管理や行政評価など、行政運営をよりよくするために各府省に直接働き掛ける仕事を数多く担っています。私もこれまでに、行政手続法の改正、情報公開法・個人情報保護法の運用、全府省用汎用型文書管理システムの設計開発など、全府省を守るべき「共通ルール」を考えたり改善したりする仕事に携わってきました。

そして、こういった仕事では、各府省との連絡調整を担う中堅・若手職員の働きが特に重要になります。新しい「共通ルール」の提案は、それぞれの立場で運用を積み上げてきた全府省との果し合い。府省それぞれに異なる事情がある中で、相手の主張に耳を傾けつつ、話が通らない原因は何か、何をどのような順番で説明すべきか、こちら側が改めるべき点はないか、などといったことを常に考えながら、丁寧な検討・説明を重ねていきます。

国民の利益のために繰り返す全府省との真剣勝負。総務省ならではの仕事です。

### ■ PROFILE Kensuke Tanibuchi

- 平成 9年 4月 総務庁採用  
中国四国管区行政監察局
- 平成16年 4月 行政管理局主査  
併任 行政管理局企画調整課行政手続室
- 平成18年 7月 行政管理局行政情報システム企画課  
個人情報保護第三係長
- 平成19年10月 行政管理局行政情報システム企画課  
文書管理企画係長
- 平成23年 4月 行政管理局企画調整課企画法令第一係長
- 平成25年 4月 現職

### ■ PRIVATE TIME

今日も音楽室に一番乗り。うーん、やっぱり「キャッツ・テイルズ」は難しいなあ、臨時記号やたらと多いもんなあ。あっ、来月贊助で吹く「第六の幸福をもたらす宿」もさらっとなないと。おっと、夏にオケでやる「威風堂々」も要練習。えっ、もう合奏始めるんですか？



### とある一週間

#### ■ MONDAY

某自治体から行政不服審査法についての質問あり。裁判例などを整理して回答。

#### ■ TUESDAY

某省から行政手続法施行令の改正の依頼あり。対応の要否を徹底的に検討。

#### ■ WEDNESDAY

某省の職員研修で行政手続法と行政不服審査法の講師を務める。

#### ■ THURSDAY

国会議員に対する制度説明。資料を過不足なく調べて上司を送り出す。

#### ■ FRIDAY

行政手続法施行令の改正案を内閣法制局に説明。了解を得る。